

島根県障がい者基本計画 (案)

平成25年 月

島根県

もくじ

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	1
3. 計画の性格	1
4. 計画の期間	1
5. 計画における障がい者の定義	1

第2編 計画の基本的方向

第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化

1. 障がい者の動向	3
2. 障がい者を取り巻く環境の変化	6

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本的視点	8
2. 推進体制	8

第3編 施策の方向

施策体系図	9
-------	---

1. 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進	10
(2) 公共サービス従事者の障がいに対する理解の促進	10

2. 地域生活の充実

(1) サービス基盤の整備	11
(2) 生活支援体制の整備	13
(3) 権利擁護のための施策の充実	14
(4) スポーツ・文化芸術活動への支援	14
(5) 地域における福祉活動の充実	15

3. 就労支援

(1) 適性に応じた就労の促進	16
(2) 工賃向上のための支援	17

4. 保健、医療、教育の充実

(1) 保健活動の推進	17
(2) 難病対策の推進	18
(3) 障がい者に対する適切な医療等の提供	19
(4) 療育体制の充実	20
(5) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	20

5. 生活環境

(1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	21
(2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進	22
(3) 公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進	23
(4) 防災・防犯対策の推進	24

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本県では、昭和57年の「障害者対策に関する島根県長期計画」策定以降、平成5年に「島根県障害者対策ダイヤモンドプラン」を、平成9年にはダイヤモンドプランの後期重点実施計画として「しまね障害者プラン」を、平成15年には「島根はつらつプラン」(以下「前計画」という。)を策定してきました。これらの計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働等幅広い施策分野にわたり、障がい者施策の推進に努めてきました。

前計画の期間中には、「障害者自立支援法」が平成18年に完全施行され、障がい種別に関わらないサービスの提供、身近な市町村による一元的なサービス提供など、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。その後、平成22年には利用者負担について応能負担を原則することなどの見直しが行われました。さらに、平成24年には「障害者総合支援法」が成立し、障がい者の範囲に難病等が加えられるなどの制度改正があり、その改正を踏まえた取組が必要です。

また、「障害者の権利に関する条約」が平成18年に国連総会において採択され、我が国は同条約に平成19年に署名を行いました。現在締結に向けて、障がい者に係る制度の集中的な改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、議論が重ねられています。その中で、国内法の整備が進められており、平成23年には障がい者の定義が見直されるなど「障害者基本法」が一部改正され、平成24年には「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成25年の法案提出を目指し「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」について検討がなされるなど、障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

このような国の障がい者施策の改革に対応しつつ、平成24年度で終期を迎える前計画の検証を行い現状と課題を踏まえて、平成25年度からの新しい計画を策定するものです。

2. 計画の基本理念

障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現することを基本理念とします。

3. 計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定されている都道府県障害者計画として位置づけられるもので、障がい者施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の基本的方向等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

また、「島根総合発展計画」に掲げる「基本目標Ⅱ安心して暮らせるしまね」を受け、障がい福祉の観点から、基本目標の実現を目指すものです。

4. 計画の期間

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

5. 計画における障がい者の定義

この計画における障がい者は、平成23年に改正された障害者基本法第2条の定義を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)や難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々とします。

※社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

島根県における「障害」表記の取扱いについて

- 「障害」という表記について、「害」の字に否定的な意味があること等から、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記にすることを原則としています。
- なお、法令・条例等の名称やこれらに規定されている用語、団体・施設等の固有名称等については、「障害」と漢字表記としています。
- 平成22年4月1日以降県が作成する公文書を対象としており、本計画においても上記の取扱いにより表記しています。

第2編 計画の基本的方向

第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化

1. 障がい者の動向

(1)障がい者の推移

県内の平成23年度末における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、あわせて約7万人で、10年前に比べ、それぞれ増加傾向が見られます。

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
平成13年度	37,689	5,087	19,989	62,765
平成23年度	38,911	6,755	25,094	70,760
増減比率	3.2%	32.8%	25.5%	12.7%

資料：障がい福祉課調

身体障がい者：各年度末現在の身体障害者手帳所持者数

知的障がい者：各年度末現在の療育手帳所持者数

精神障がい者：各年6月末現在の精神病院(精神科)に入院又は通院中の患者数

(2)身体障がい者

①年齢階層別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は平成24年3月31日現在、38,911人で、10年前に比べ1,222人、3.2%の増となっています。

65歳未満の手帳所持者数が減少しているのに対して、65歳以上が2,750人、10.2%増加し、構成比も71.2%から76.0%へ高くなっており、高齢化が進んでいます。

(単位：人)

		18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
平成13年度	人数	571	10,277	26,841	37,689
	構成比	1.5%	27.3%	71.2%	100.0%
平成23年度	人数	499	8,821	29,591	38,911
	構成比	1.3%	22.7%	76.0%	100.0%
増減	人数	▲72	▲1,456	2,750	1,222
	比率	▲12.6%	▲14.2%	10.2%	3.2%

資料：障がい福祉課調

②障がい種類別身体障害者手帳所持者数

障がいの種類別では、「肢体不自由」が21,892人で56.3%を占め最も多く、次いで「内部障害」(9,005人、23.1%)、「聴覚・平衡機能障害」(4,561人、11.7%)、「視覚機能障害」(2,949人、7.6%)、「音声・言語・そしゃく機能障害」(504人、1.3%)の順になっています。

10年前と比較すると、「内部障害」、「肢体不自由」、「音声・言語・そしゃく機能障害」が増加し、「視覚機能障害」、「聴覚・平衡機能障害」が減少しています。

(単位：人)

		視覚機能障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成13年度	人数	3,589	4,757	426	21,530	7,387	37,689
	構成比	9.5%	12.6%	1.2%	57.1%	19.6%	100.0%
平成23年度	人数	2,949	4,561	504	21,892	9,005	38,911
	構成比	7.6%	11.7%	1.3%	56.3%	23.1%	100.0%
増減	人数	▲640	▲196	78	362	1,618	1,222
	比率	▲17.8%	▲4.1%	18.3%	1.7%	21.9%	3.2%

資料：障がい福祉課調

③等級別身体障害者手帳所持者数

障がいの等級別では、「1・2級」の重度者が45.1%で最も多く、次いで「3・4級」の中度者、「5・6級」の軽度者の順になっており、10年前との比較では、重度者は小幅に減少、中度者は増加(22.5%)、軽度者は減少(▲14.7%)しています。

(単位：人)

		1・2級 (重度)	3・4級 (中度)	5・6級 (軽度)	合計
平成13年度	人数	18,206	12,666	6,817	37,689
	構成比	48.3%	33.6%	18.1%	100.0%
平成23年度	人数	17,574	15,519	5,818	38,911
	構成比	45.1%	39.9%	15.0%	100.0%
増減	人数	▲632	2,853	▲999	1,222
	比率	▲3.5%	22.5%	▲14.7%	3.2%

資料：障がい福祉課調

(3)知的障がい者

①年齢階層別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、平成24年3月31日現在、6,755人で、10年前と比べ1,668人、32.8%の増となっています。

年齢別では、18歳未満、18歳以上のいずれも大きく増加しています。

(単位：人)

		18歳未満	18歳以上	合計
平成13年度	人数	768	4,319	5,087
	構成比	15.1%	84.9%	100.0%
平成23年度	人数	1,083	5,672	6,755
	構成比	16.0%	84.0%	100.0%
増減	人数	315	1,353	1,668
	比率	41.0%	31.3%	32.8%

資料：障がい福祉課調

②障がい程度別療育手帳所持者数

障がいの程度では、「療育手帳A(重度)」所持者が401人(15.1%)、「療育B(中・軽度)」が1,267人(52.0%)それぞれ増加しており、構成比においては「中度・軽度」の割合が増加しています。

(単位：人)

		A(重度)	B(中・軽度)	合計
平成13年度	人数	2,651	2,436	5,087
	構成比	52.1%	47.9%	100.0%
平成23年度	人数	3,052	3,703	6,755
	構成比	45.2%	54.8%	100.0%
増減	人数	401	1,267	1,668
	比率	15.1%	52.0%	32.8%

資料：障がい福祉課調

(4)精神障がい者

医療機関の利用状況から見た精神障がい者は、平成23年6月末現在で25,094人で、入院患者は2,248人、通院患者は22,846人となっています。

10年前との比較では、全体で5,105人、25.5%の増となっており、入院患者数については減少傾向にあります。通院患者数は5,331人、30.4%の増となっています。

(単位：人)

		入院患者	通院患者	合計
平成13年度	人数	2,474	17,515	19,989
	構成比	12.4%	87.6%	100.0%
平成23年度	人数	2,248	22,846	25,094
	構成比	9.0%	91.0%	100.0%
増減	人数	▲ 226	5,331	5,105
	比率	▲ 9.1%	30.4%	25.5%

資料：障がい福祉課調

(5)発達障がい者

島根県における発達障がい者数は明らかになっていませんが、平成24年2月～3月に実施された全国調査では、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は推定値6.5%という結果が出ています。なお、前回調査とは抽出方法等が異なるため単純比較はできません。

(単位：%)

		発達障がい	内訳(重複あり)		
			学習障がい	ADHD	高機能自閉症
平成13年度	割合(推計値)	6.3%	4.5%	2.5%	0.8%
平成23年度	割合(推計値)	6.5%	4.5%	3.1%	1.1%

資料：文部科学省調(全国調査)

(6)難病患者

治療研究事業の受給者数から見た難病患者数は、平成24年3月末現在で、特定疾患*1が5,308人、小児慢性特定疾患*2が654人の合計5,962人となっています。

10年前との比較では、特定疾患は対象45疾患から56疾患に拡大されたこともあり、1,442人、37.3%の増となっていますが、小児慢性特定疾患については微減となっています。

(単位：人)

		特定疾患	小児慢性特定疾患	合計
平成13年度	人数	3,866	697	4,563
	構成比	84.7%	15.3%	100.0%
平成23年度	人数	5,308	654	5,962
	構成比	89.0%	11.0%	100.0%
増減	人数	1,442	▲ 43	1,399
	比率	37.3%	▲ 6.2%	30.7%

資料：健康推進課調

※なお、上記の数は特定疾患・小児慢性特定疾患治療研究事業受給者数である。

*1 再生不良性貧血やパーキンソン病など56疾患(平成21年10月～)あり、発症原因が不明で治療法がまだ確立されておらず、後遺症を残す恐れが少なくない疾患で、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病である。

*2 悪性新生物や慢性肝疾患など11疾患群があり、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり児童の健全な育成を阻害する恐れがある疾患である。対象は原則18歳未満の児童であり20歳まで延長ができる。

2. 障がい者を取り巻く環境の変化

(1) 国内の制度改正等

* 前計画期間中に、様々な制度改正が実施されています（下表参照）。

* 今後、平成25年の通常国会への「障害を理由とする差別の禁止に関する法律（仮称）」の提出が予定されています。また、障害者総合支援法に関しては、法の施行後3年を目途として、常時介護を要する障がい者への支援や障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方などについて検討することとされています。

年月	事項・内容
平成16年6月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 ①差別禁止の理念の明示 ②都道府県及び市区町村における障害者計画策定の義務化 等
平成16年12月	「発達障害者支援法」成立 ①発達障がいの早期発見等に関して国及び地方自治体の責務の明確化 ②学校教育における発達障がい者への支援 ③発達障がい者の就労支援 等
平成17年7月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立 ①精神障がい者に対する雇用対策の強化 ②在宅就業障がい者の支援 等
平成17年12月	「障害者自立支援法」成立 【平成18年10月完全施行】 ①障がいの種別の一元化 ②サービス提供の一元化（市町村） ③利用者負担は応益負担 ④就労支援を抜本的に強化 ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化 等
平成18年6月	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立 ①盲学校、聾学校、養護学校を障がい種別を超えた特別支援学校へ一本化 ②小中学校での学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を含む障がい児に適切な教育 等
平成22年12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立 ①障がいの範囲を見直し（発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化） ②地域における自立した生活のための支援の充実 ③利用者負担の見直し（応能負担を原則） ④相談支援の充実（相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し） ⑤障がい児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実）等
平成23年6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立 ①障がい者に対する虐待の防止 ②発見者の市町村への通報義務 ③市町村長の立入調査 ④市町村障害者虐待防止センターの設置 ⑤都道府県障害者権利擁護センターの設置 等
平成23年7月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 ①障がい者の定義の見直し ②地域社会における共生等 等

平成24年6月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立 ①障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成及び実績の公表（地方公共団体等）
平成24年6月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ①障害者自立支援法の法律名を変更（障害者総合支援法） ②障がい者の範囲に難病等を追加 ③重度訪問介護の対象拡大

(2) 国際的な動向

- * 全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。
- * 日本は平成19年9月に条約に署名し、締結に向け制度改革を進めています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本的視点

(1) 障がい者の自立した地域生活の実現

障がいのある人が、障がいの種別や程度に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように障がい福祉サービス提供体制の整備を図るとともに、継続して働くことができるよう就労支援を強化します。

(2) 主体性・選択性の尊重

障がい者が個人として尊重され、自らの生活設計を自らの意思で選択・決定し、地域で生活するという考え方を具体化していける施策を推進するとともに、障がい者の生活の質（QOL）の向上を図ります。

(3) 地域での支え合い

障がいや障がい者への理解を深めるとともに、ひとにやさしいまちづくりを促進することによりソフト・ハード両面のバリアフリー化を促進し、障がいのある人とない人が地域の中で交流を図り共に支え合う地域づくりを目指します。

2. 推進体制

(1) 全庁的な取組

この計画の推進にあたっては、障がい者施策が、保健、医療、福祉、教育、労働等多くの分野にまたがっていることから、関係部局の密接な連携のもと全庁的に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

障がい者施策を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携していくことが重要です。

そのため、今後とも国や市町村の施策と連携するとともに、市町村の取組を支援し、効果的に進めます。

また、障がい者を支える多くの企業や民間団体、ボランティア団体等に対して情報提供を行うなど、障がい者施策の効果的な推進に努めます。

(3) フォローアップ

障がい者や障がい福祉関係者などを委員として構成する「島根県障がい者施策審議会」・「島根県障がい者自立支援協議会」に、この計画の実施計画である「島根県障害福祉計画」の進捗状況等を毎年度報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

第3編 施策の方向

施策体系図

大項目	中項目	小項目
1. 啓発・広報	(1) 啓発活動の推進	①啓発・広報活動の推進 ②公共サービス従事者の障がいに対する理解の促進
	(2) 福祉教育・交流を通じた理解の促進	①保健・福祉教育の推進
		②交流・ふれあいの促進
③生涯学習の推進		
2. 地域生活の充実	(1) サービス基盤の整備	①住まいの場の確保
		②日中活動の場の充実
		③訪問系サービスの充実
		④重度障がい者・難病患者への支援
		⑤移動支援の充実
		⑥コミュニケーション支援
		⑦情報バリアフリーの促進
	(2) 生活支援体制の整備	①相談支援体制の充実
		②人材の養成・確保
		③各種制度の活用促進
	(3) 権利擁護のための施策の充実	①権利擁護の推進
		②虐待防止対策の推進
	(4) スポーツ・文化芸術活動への支援	①スポーツ・レクリエーションへの支援
		②文化芸術活動への支援
	(5) 地域における福祉活動の充実	①障がい者団体や本人活動の支援
②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実		
③ボランティア活動の推進		
3. 就労支援	(1) 適性に応じた就労の促進	①雇用率制度を柱とした施策の推進
		②就業面・生活面からの総合的支援
		③多様な雇用・就業形態の促進
		④雇用への移行を進めるための支援
		⑤職業能力の開発
	(2) 工賃向上のための支援	①共同化・連携の推進 ②受注・販路の拡大 ③企業の経営手法の導入
4. 保健、医療、教育の充実	(1) 保健活動の推進	①健康づくりの推進
		②精神保健の推進
		④地域の保健活動への支援
		⑤正しい知識の普及
		①相談支援・生活支援の充実
	(2) 難病対策の推進	②福祉サービスの提供
		①地域医療、救急医療体制の充実
	(3) 障がい者に対する適切な医療等の提供	②適切な医療の提供
		③医療従事者の養成・確保
		④リハビリテーション体制の充実
		①各種医療対策の充実
	(4) 療育体制の充実	②地域における療育体制の充実
		(5) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実
	②早期からの一貫した相談支援体制の整備	
	③地域における多様な連携の推進	
④指導力の向上と研究の推進		
⑤社会的及び職業的自立の促進		
5. 生活環境	(1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備
	(2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進	①県立施設の整備
		②民間施設の整備
		③住宅の整備
	(3) 公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進	①道路環境の整備
		②交通施設の整備
		③公共交通機関の充実
		④移動支援の充実
(4) 防災・防犯対策の推進	①防災対策の充実	
	②防犯対策の充実	

1 啓発・広報

(1) 啓発活動の推進

<現状と課題>

障がいの有無にかかわらず全ての人が人権を持っているという考え方にに基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、行政が障がい者に関する各種施策を実施してだけでなく、社会的障壁を取り除くために県民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ることが必要です。

そのため、市町村や、民間団体、報道機関等の協力を得ながら、広報誌や各種メディアを活用し、「障害者週間」における取組をはじめ、広く啓発活動を実施しています。

また、鳥取県との共同事業として「あいサポート運動」を実施し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること等を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」を増やす取組を行っています。

今後は、引き続き市町村、民間諸団体、報道機関等の協力を得ながら、広報誌や各種メディアを活用した広報活動を行うとともに、「あいサポート運動」に全ての年代が参加し「あいサポーター」を増やし、障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることが必要です。

また、障がい者が地域において安全に安心して生活できるよう、公務員をはじめとする各種公共サービス従事者、とりわけ、社会福祉や保健・医療、教育等に携わる職員への障がいや障がい者に関する理解の促進とその徹底を図る必要があります。

<施策の基本的方向>

①啓発・広報活動の推進

- 「障害者週間」、「障害者雇用支援月間」等における啓発事業を充実します。
- 研修会などの開催により、県内企業への障がい者雇用についての周知を図ります。
- 広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。
- 「あいサポート運動」を推進し、全ての年代が参加し「あいサポーター」が増えることにより、障がいの特性や必要な配慮への理解を深めるとともに、具体的な行動につながるよう取り組みます。
- 各種広聴制度及び世論調査等により、障がい者を含む県民各層の意見の聴取に努め、障がい者施策への反映を図ります。

②公共サービス従事者の障がいに対する理解の促進

- 公務員等の公共サービス事業の従事者に対して、「あいサポート運動」等により障がいの特性や必要な配慮への理解を深め、具体的な行動につながるよう取り組みます。

(2) 福祉教育・交流を通じた理解の促進

<現状と課題>

障がい者や高齢者を含む全ての県民が安心して暮らすことができる、やさしさとふれあいのある社会を形成していくためには、県民一人ひとりが正しい理解のもとに助け合いの心を育てることが重要です。

学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域社会の人々とがともに活動を行う交流及び共同学習などの実践的な取組や、人権教育、福祉教育、道徳教育、ボランティア活動への参加促進等を通して、他の人を思いやり尊重する心の育成も積極的に実践されています。このほか、家庭や地域においても、人間関係づくりの基礎的な力の育成や、体験活動の推進のための組織づくりが行われています。これらを通して、障がいや障がい者に対する正しい理解と啓発が進められてきています。

今後は、交流及び共同学習による障がい者理解の推進や障がいのある子どもたちが参加できる体験活動の充実について、家庭及び地域社会に対して一層啓発・広報を進めていくことが必要です。

<施策の基本的方向>

①保健・福祉教育の推進

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、障がいや障がい者に対する理解を促進し、お互いに理解し合い、思いやる心を育て、一人ひとりを尊重する気持ちを育てるため、障がいのある子どもと障がいのない子ども、地域の人々や高齢者等との交流活動を積極的に推進します。
- 障がいや障がい者に対する児童生徒の認識の実態を踏まえ、道徳、特別活動、教科指導等を通じて人権意識を高め障がいや障がい者に対する理解を深めます。
- 総合的な学習の時間において、「障がい者理解」、「人権」、「福祉」などをテーマとした学習を充実します。

②交流・ふれあいの促進

- 障がい者団体などが行う障がい者と地域の人が共に活動する取組を支援し、共に生きる社会づくりを進めます。

③生涯学習の推進

- 障がいのある子どもが、地域社会の中で様々な体験活動に参加できる基盤づくりを進め、体験活動を通じた交流の機会の充実に努めます。

2 地域生活の充実

(1) サービス基盤の整備

<現状と課題>

全ての障がい者が、障がいの種別や程度にかかわらず、可能な限り身近な場所で、希望する良質のサービスを受けながら、その人らしく暮らしていけるようサービス基盤を整備する必要があります。

そのためには、住まいの場の確保としてグループホームの整備や、住宅への入居と一人暮らしを支援するための居住支援の取組が重要となっています。居住支援には、平成24年4月1日から制度化された地域相談支援の充実や住宅部局と連携した取組が有効な方法です。

また、利用者の選択に応じた多様な日中活動の場の提供も必要であり、生活介護、就労支援、自立訓練などの法定サービスはもとより、地域活動支援センター、日中一時支援の充実も期待されます。

さらに、障がい者の居宅での生活を支援するために、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの一層の充実が求められています。また、訪問系サービスの一環として、障がい者の移動や社会参加を保証する行動援護や同行援護の充実強化も課題です。

重度の障がい者支援や地域移行に向けた支援を行う障害者支援施設は漸減の方向ですが、現状では、主として重度障がい者や地域移行への支援を行う施設としてニーズがあり、地域の支援拠点としての機能や、重度・重複・高齢化への対応を含め、今後の在り方を検討する必要があります。さらに、強度行動障がい者への支援体制の強化には、今後とも注力する必要があります。

精神障がい者の地域生活移行を進めるために、精神障がい者が地域において安心かつ安定した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、退院後の住居や日中活動の場の提供を図り、地域生活を支援する体制を整える必要があります。

視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、手話通訳者や要約筆記者等の果たす役割が大きいため、その養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。

また、盲ろう者など重度・重複の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段確保への支援も必要です。

障がい者の地域生活の充実のために、情報通信機器等の活用が有用であることから、障がい者個人の態様に応じた機器の整備や、障がい者が情報を十分に使いこなすための研修の充実を図る必要があります。

障がい者サービスに関する情報を分かりやすく情報提供する必要があります。

<施策の基本的方向>

①住まいの場の確保

- グループホーム等の整備を推進し、施設から地域生活への移行や、日常生活上の支援が必要となった障がい者のニーズに対応します。
- 長期入院や施設入所から地域生活への移行を円滑に進め、居住支援を含めた地域生活への定着を支援する地域相談支援のサービスが県内どこでも受けられるよう普及に努めます。
- 島根県居住支援協議会の取組を通して、住宅部局、宅地建物取引業協会との連携を深め、障がい者が住宅を確保しやすい環境づくりに努めます。

②日中活動の場の充実

- 生活介護、就労支援、自立訓練など法定サービスの充実に努め、新規設置の際の助言や、施設整備が必要な場合の補助金の活用などの支援を行います。
- 精神障がい者の地域生活移行を促進するため、自立訓練(生活訓練)などのサービス提供体制の整備を支援します。
- 一般就労が困難な障がい者に就労の場を提供するため、就労継続支援サービスの提供体制の整備を支援します。
- 日中一時支援などの在宅の障がい者へのサービスを受けられるように、市町村が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業に対して、「島根県地域生活支援事業費等補助金」により支援します。
- 精神障がい者の地域生活移行を促進するため、職業訓練を通じて社会生活に必要な知識や技能の習得を目的とする「社会適応訓練事業」を実施します。

③訪問系サービスの充実

- 障がい者の地域における自立した生活を支援するため、居宅介護などのサービス提供体制の整備を支援します。
- 居宅介護や重度訪問介護の充実に努め、国庫負担基準額超過部分に充当できる補助金の活用を市町村に促すとともに、介護保険事業所や障がい福祉施設運営法人のこれら事業への参入を引き続き促します。

④重度障がい者・難病患者への支援

- 障害者支援施設は、今後の国の施策も見据えつつ、重度・重複・高齢化に対応出来るよう計画的に改築整備を進めます。
- 障害者支援施設が、地域における障がい者の支援拠点としての役割が担えるよう整備を促します。
- 強度行動障がいについては、身近な地域で支援できるよう人材育成や設備整備を図ります。
- 在宅の重症心身障がい児(者)の家族の介護負担を軽減するために、障がい福祉サービス事業所の有する機能を活用し身近な地域でショートステイ等が受けられる体制の整備に努めます。
- 居宅介護や重度訪問介護の充実に努め、国庫負担基準額超過部分に充当できる補助金の活用を市町村に促すとともに、介護保険事業所や障がい施設運営法人のこれら事業への参入を引き続き促します。(再掲)
- 症状の変動等により身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある難病患者等に対して、居宅介護など障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスが適切に提供されるよう支援します。

⑤移動支援の充実

- 行動援護、同行援護の充実に努め、従事者の養成研修に注力するとともに、訪問系事業所のこれら事業への参入を引き続き促します。
- 障がい者の社会参加や移動支援のため、タクシー利用助成や自家用自動車の改造等市町村が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業に対して、「島根県地域生活支援事業費等補助金」により支援します。
- 身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)への県民の理解を促進し、身体障害者補助犬を使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図るとともに、身体障害者補助犬の利用を促進します。
- 重度の視覚障がい者に、盲導犬の貸与を行います。

⑥コミュニケーション支援

- 視聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、島根県聴覚障害者情報センター等を拠点として、障がい者ニーズに対応できる手話通訳者や要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の人材の確保に努めるとともに、派遣体制の充実を図ります。
- 視聴覚障害者情報提供施設を運営し、点字図書、字幕・手話付きビデオなどの整備、貸出サービスの充実を図るなど、障がい者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進します。
- コミュニケーション手段に障がいのある盲ろう者の社会参加を推進するため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣を行います。

⑦情報バリアフリーの促進

- 障がい者がICT(通信情報技術)を活用するために、パソコンの周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等を日常生活用具として市町村が給付することを支援します。
- 障がい者が情報を十分に使いこなすための研修や講習会を開催するとともに、障がい者のICT利用を支援するボランティアの養成・育成に努めます。
- Webアクセシビリティ(※)について普及・啓発を図り、誰もが利用しやすいWebサイトづくりを推進します。
※Webアクセシビリティ：主に高齢者や障がい者など身体に障がいや不自由のあるWeb利用者に配慮したホームページなどのWebサービスを提供し、アクセスした誰もが容易に情報を共有できる状態にあること

(2) 生活支援体制の整備

<現状と課題>

障がい者が地域で生活していくためには、個別サービスの充実に加え、生活全般をコーディネートする相談支援の役割が重要となります。

平成24年度から、全ての利用者に対するケアマネジメントが法定化されましたが、相談支援専門員が適切に各利用者の状況や課題をアセスメントし、公的サービスだけでなく、インフォーマルのサービスも位置づけたサービス等利用計画を作成し、適切に支援する必要があります。

また、地域相談の充実や、支援を必要とする障がい者を見だし、なんらかの支援につなげるための基本相談も相談支援の大きな役割です。

障がい者を地域で支えるために、地域課題を把握し、必要に応じてサービス資源を創出する地域ぐるみの取組も重要です。このための地域自立支援協議会の果たす役割には大きなものがあります。

さらに、高次脳機能障がいや発達障がいなどの専門的相談機能を充実させるとともに、障がい者が相談支援を受けるための情報を分かりやすく提供する必要もあります。

福祉サービスは、人間の手によってしか提供できないものであり、担い手である人材養成・確保は、サービスの量や質を確保する上で極めて重要な事項です。サービスを提供するための要件としての資格取得のための研修と支援技術の向上を図るスキルアップ研修はいずれも重要です。

<施策の基本的方向>

①相談支援体制の充実

- 平成24年度から3年間で全利用者サービス等利用計画を作成する必要があることから、相談支援専門員の養成研修の継続実施により数の充足を図るとともに、現任者のスキルアップのための研修をきめ細かに実施し、質の向上にも取り組めます。
- 市町村が実施する基本相談が、引き続き適切に実施されるよう理解促進に努めます。
- 施設や精神科病院からの円滑な地域移行やひとり暮らしの障がい者の地域生活を支援する地域相談支援のサービスが県内どこでも受けられるよう普及に努めます。
- 精神障がい者及び家族のニーズに対応するため、市町村、保健所及び相談支援事業所を中心として、保健・医療・福祉が一体となった相談支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域において、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援ができるよう、引き続き相談支援コーディネーターを配置し、きめ細かな支援に努めます。
- 発達障がいへの支援については、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援が重要であることから、発達障害者支援センター、療育機関、市町村などが連携を図り、地域での支援体制の充実を図ります。
- 難病患者及び家族の療養上、また生活上の様々な相談に対応するため、しまね難病相談支援センターを設置する等、専門的支援体制の充実を図ります。
- 心と体の相談センター、保健所、児童相談所の専門的相談機能の充実を図ります。
- 障がい者相談窓口のホームページの作成など、情報提供に努めます。

②人材の養成・確保

- サービス提供に当たって配置が必要とされるサービス管理責任者等の養成研修は引き続き適切に実施するとともに、ホームヘルパーやサービス管理責任者などの支援技術向上のためのスキルアップ研修を一層充実させ、サービスの質の向上を図ります。
- 身体・知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るよう努めます。
- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図り、多様な人材の福祉職場への就労の促進、職場への定着支援及び人材養成を進めていきます。

③各種制度の活用促進

- 障がい者の地域生活の充実のため、特別障害者手当等の各種手当や自動車税等の減免、運賃割引など様々な制度について、ホームページ等により、その周知に努めます。

(3) 権利擁護のための施策の充実

<現状と課題>

利用者である障がい者主体の福祉サービスを実現するためには、利用者が安心してサービスを受けられる仕組みづくりと、判断能力が不十分な方に対する権利擁護のための施策の充実が必要です。

事業者は、社会福祉事業経営者として、自ら福祉サービスの質の評価を行い、良質で適切なサービスを提供することに努める必要があります。第三者評価はサービスの質を向上させるための有効な手段であることから、事業者に対してこの制度の活用を働きかけを行うことも必要です。

また、現在、島根県社会福祉協議会が、県内市町村社会福祉協議会に委託実施している「日常生活自立支援事業」は、着実に事業の趣旨が浸透してきていますが、引き続き潜在的ニーズの把握と事業利用を進めることが必要です。

障がい者の虐待防止及び権利擁護については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24年10月施行）に基づき、虐待の防止、早期発見及びその後の支援に向けた取組を強化する必要があります。

<施策の基本的方向>

①権利擁護の推進

- 事業者が自ら行うサービス内容の情報提供やサービスの質の評価及び事業所内の苦情解決への取組を促進するとともに、第三者評価への取組を促します。
- 県社会福祉協議会に設置されている島根県運営適正化委員会で、事業者において解決できない苦情の解決にあたります。
- 判断能力が不十分な方に対応する日常生活自立支援事業、成年後見制度など障がい者の権利擁護に関する事業について、普及・啓発を図ります。
- 日常生活自立支援事業の有効な利用を図るため、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携を図り、事業に携わる実務者への研修会を開催します。

②虐待防止対策の推進

- 障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、市町村その他関係機関、関係団体等との連携協力体制を整備します。
- 障がい者虐待対応の窓口等として「島根県障がい者権利擁護センター」を設置し、障がい者虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
- 障害福祉サービス事業所の管理者、従事者、相談支援事業者等を対象に、障がい者虐待防止に関する研修を実施します。

(4) スポーツ・文化芸術活動への支援

<現状と課題>

障がい者がスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に参加することは、心身の発達や健康・体力の保持増進ばかりでなく、障がい者の自立と社会参加の促進を図るために大切なものであり、スポーツ・レクリエーション活動への参加や文化芸術活動への参加を推進していくことが必要です。

本県では、全国に先駆けて、平成12年度から身体・知的・精神の三障がい合同の障がい者スポーツ大会等の開催に取り組むとともに、障がい者アート作品展の開催などに取り組んでいます。

地域において障がい者が、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に参加できる機会の確保などの環境を整える必要があります。

<施策の基本的方向>

①スポーツ・レクリエーションへの支援

- 障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるように、社会体育施設のユニバーサルデザイン化だけでなく、障がい者がスポーツをするのに適した施設となるよう努めます。
- 施設職員の障がいについての理解を促進し、障がい者スポーツを適切に指導、支援することができる職員を育成するとともに、関係スポーツ団体との連携を図り、障がい者が参加できるスポーツ教室の実施に努めます。
- 障害者週間における施設利用や障がい者スポーツ大会に対する施設使用料の減免の促進を図ります。
- 障がい者が多様なスポーツに参加できるよう、スポーツ指導者への障がいや障がい者への理解の促進に努めます。

- 障がい者のスポーツ活動を推進するため、（公財）島根県障害者スポーツ協会と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブを中心に、地域において「いつでも、どこでも、だれでも」（子どもから高齢者、障がい者までさまざまなスポーツを愛好する人々がだれでも）参加できるスポーツ・レクリエーション活動を目指し、障がい者と住民との交流を図ります。
- 学校の希望に従い、部活動に地域の指導者を派遣する事業を実施し、部活動の充実と競技力の向上を図ります。
- 福祉ボランティア活動のスポーツ分野への支援拡大を図るほか、スポーツ指導者への研修などを通じて障がい者スポーツへの理解を深め、スポーツボランティアの育成と組織づくりに努めます。
- スポーツに関する事業、施設、指導者等のきめ細かな情報提供を行うため、ホームページによる情報提供のほか、効果的な提供方法を検討します。

②文化芸術活動への支援

- 障がい者の創作活動等発表の場として、障がい者アート作品展などを活用します。
- 市町村が地域生活支援事業として実施する障がい者等の文化芸術活動への取組みを、「島根県地域生活支援事業費等補助金」により支援します。
- 障がい者への美術館鑑賞料の減免、障害者週間における芸術鑑賞の推奨、障がい者への施設使用料の減免など、様々な取組みにより文化芸術鑑賞機会の確保を図ります。

(5) 地域における福祉活動の充実

<現状と課題>

障がい者が地域社会の一員として、様々な活動に自主的に参加し、住み慣れた地域で暮らすためには、障がい者とともに活動する障がい者団体や、身近な地域での支援者である民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員等が連携を図りながら障がい者を支えることが必要です。

さらに、障がい者の地域での自立の促進や社会参加を支援するため、地域住民の様々なボランティア活動やNPO活動等が重要であり、障がい者のニーズに応じてボランティア等を派遣できる体制を身近な地域でつくることとともに、その資質の向上が求められています。

県では、（公財）ふるさと島根定住財団に「しまね県民活動支援センター」を設置し、地域の課題解決や地域活性化を目的としたNPO活動に取り組む団体等の支援や情報発信を行っています。ボランティア活動やNPO活動の取組が拡大し、障がい者の社会参加が促進されることが期待されます。

<施策の基本的方向>

①障がい者団体や本人活動の支援

- 障がい者の自主的社会活動への参加を促進するため、障がい者団体へ必要な支援を行うとともに、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援します。

②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実

- 地域における障がい者の活動を支援するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、身体障害者相談員・知的障害者相談員の連携が図られるよう支援します。
- 身近な地域において障がい者を支援する身体障害者相談員・知的障害者相談員について、研修等の充実により活動の活性化を図ります。

③ボランティア活動の推進

- 障がい者がニーズに応じてボランティアの派遣を受けられることができるよう、障がいや障がい者に対する理解の促進に努め、ボランティア等の人材育成に取り組めます。
- しまね県民活動支援センターにおいて、NPO法人等の活動を支援する講座や訪問相談を実施するとともに、県民活動応援サイト「島根いきいき広場」やしまね地域ポータルサイト「だんだん」で団体情報やボランティア情報等を発信します。
- 「島根県県民いきいき活動促進条例」及び「島根県県民いきいき活動基本方針」に基づき、NPOと行政との協働しやすい環境づくりに取り組みます。

3 就労支援

(1) 適性に応じた就労の促進

<現状と課題>

障がい者雇用率が適用される企業の障がい者雇用数は近年増加傾向にあり、また、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は全国上位にありますが、昨今の厳しい経済情勢の中において障がい者の雇用の確保は厳しい状況にあります。

一方、法定雇用率制度が障がい者の雇用の場の確保、職域の拡大に大きく寄与していることから、平成25年4月に法定雇用率が0.2%引き上げられ、平成27年4月からは納付金対象事業主の範囲が拡大されることとなっています。

障がい者からの新規求職申込件数も年々増加を続けています。さらに、増加傾向にある発達障がい者、新たに支援対象となる難病患者など支援の対象者は増加傾向にあります。

これらのことから、障がい者雇用率制度等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場の拡大とともに、障がい者の能力・特性に応じた職域の拡大など、一層の障がい者の働きやすい環境の整備が必要です。

なお、民間に率先して障がい者雇用を推進する立場にある地方公共団体では、法定雇用率の早期達成に向け、強力に取り組む必要があります。

また、障がい者の就労を促進するためには、就業面だけでなく、生活面を含めた総合的な支援が必要です。

福祉施設や職場にジョブコーチを配置した職場定着支援や、ライフステージに応じた生き甲斐、働き甲斐を実感できる就労支援など支援の質の向上に取り組む必要もあります。

障がいの種別や程度に応じて就労に結びつけるとともに、職場定着を進めるためには、きめ細かな支援と適切な職業訓練が求められています。

<施策の基本的方向>

①雇用率制度を柱とした施策の推進

- 企業に対して、島根労働局・公共職業安定所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関と連携・協力して、法定雇用率達成に向けての周知・啓発を行います。
- 民間に率先して障がい者の雇用を促進するため、計画的な採用を進めるとともに、市町村にも働きかけます。
- 事業主に対し障がい者の雇用に係る助成金制度について周知します。

②就業面・生活面からの総合的支援

- 「障害者就業・生活支援センター」を中心に、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立支援を促進します。
- 「障害者就業・生活支援センター」が設置されていない圏域に、県独自の「障害者就労支援センター」を引き続き設置し、県内全ての圏域において障がい者の一般就労への移行を促進します。
- 就労希望者や就労系福祉サービスの希望者に対しては、アセスメントを経て、障がい者一人ひとりの実態を把握したきめ細かな支援を実施できる体制整備を図ります。

③多様な雇用・就業形態の促進

- 障がいの種別、程度等に応じた適正な雇用管理や作業環境の改善を行う事業主に対する各種助成制度の周知を図ります。
- 県内において新たに特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所の設立認定を受けた者に対して、特例子会社等の設立・認定申請に係る事務経費を助成する制度の周知を図ります。
- (公財)しまね産業振興財団と連携して、起業・創業から経営改善まで支援を行います。
- 県の機関において職場実習を行うことで、就労機会を提供するとともに、その就労経験を生かして就職へのステップアップを促進します。
- 一般就労が困難な障がい者に就労の場を提供するため、就労継続支援サービスの提供体制の整備を支援します。(再掲)

④雇用への移行を進めるための支援

- 企業、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、関係機関と連携しながら、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した障がい者の就職促進のための訓練を実施します。
- 事業所に障がい者を短期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障がい者雇用のきっかけづくりを進めるための「チャレンジ事業」、「障害者試行雇用事業(トライアル雇用)」や、職業的自立に向けた総合的かつ具体的・実践的な人的支援を行うジョブコーチ(職場適応援助者)制度について周知を図ります。

⑤職業能力の開発

- 障がい者の受講機会の拡大を図るため、施設のバリアフリー化等障がい者の受講に配慮した施設・設備の改善・整備に努めるとともに、指導員研修の実施等により受け入れ体制の充実に努めます。
- 障がい者の職業訓練に当たっては、関係部局で連携を図りながら、障害者職業センターや職業安定機関等との連携を密にし、効果的な訓練の実施に努めます。
- 在宅・在職の障がい者に対して、アビリンピック（全国障害者技能競技大会）への参加を積極的に働きかけるとともに、技能検定の受検を促進します。

(2) 工賃向上のための支援

＜現状と課題＞

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労継続支援B型事業所等での工賃水準の向上に取り組んでいます。平成23年度の平均工賃月額実績は15,479円にとどまっています。

施設外就労の拡大や新商品開発、共同受注等への取り組みを支援していますが、景気の低迷や、事業所によっては障がい者の高齢化・重度化のため、十分な工賃の増加につながらない状況もあります。

事業所数、定員数の増加など事業所へのニーズは増加しており、引き続き工賃水準の向上に取り組めます。

＜施策の基本的方向＞

①共同化・連携の推進

- 島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、共同受発注窓口の整備や事業所・行政機関・支援機関との連携・ネットワーク化の支援を行います。
- 事業所同士又は他の産業等と連携を図る事業に対して支援します。
- 農業分野との連携による施設外就労、施設内農業等の促進に取り組みます。

②受注・販路の拡大

- 民間企業、行政機関等に対して障害者就労施設等への発注の呼びかけを行います。
- 平成25年4月から施行される「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、県の官公需における発注目標の設定、優先発注等の庁内周知、市町村への情報提供等を行います。
- 工賃向上効果が大きい新商品の開発や、販路開拓のための支援員配置を支援します。

③企業の経営手法の導入

- 島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、技術面での専門家を事業所等に派遣します。
- 役員・管理者向けの経営セミナーを開催します。

4 保健、医療、教育の充実

(1) 保健活動の促進

＜現状と課題＞

障がいの原因となる疾病等の予防及び早期発見・治療の推進を図るために、子どもから高齢者の生涯を通じたところや身体・心の健康づくり、生きがい活動、要介護状態の予防を三本柱とした健康長寿しまねの取組を県民運動としてさらに推進する必要があります。

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、医療、福祉等の関係機関が連携して、地域生活が可能な入院患者の地域移行や地域定着を支援していく必要があります。

地域の障がい者への保健活動としては、市町村等関係機関が地域保健の担い手の確保や資質の向上を図る必要があります。

障害者基本法で障がい者に対する差別禁止の理念が定められたことを踏まえ、障がい者に対する差別をなくすための知識普及の取組も必要です。

＜施策の基本的方向＞

①健康づくりの推進

- 脳卒中、心臓病、高血圧、糖尿病、歯周病等の生活習慣病等の予防及び早期発見・早期治療のため、各医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導、また、健康増進事業に基づく健康教育、健康相談等を推進するとともに、予防に関する知識の普及や啓発に努めます。
- 生涯を通じた健康づくりの基礎を築く小児期においては、保育所や学校保健との連携により小児期からの生活習慣病予防対策を推進していきます。

- 脳卒中等の発症は若い働き盛り世代の人にもみられることから、職域保健との連携を図り、生活習慣病予防を推進します。
- 障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図るために、妊産婦の健康診査や健康教育、新生児を対象とした各種マスキング、乳幼児健診、予防接種、乳幼児の発達に関する専門相談・支援事業の充実・受診率の向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、障がいを早期発見し保健・福祉サービスにつなげるよう努めます。

②精神保健の推進

- 早期診断・早期対応を積極的に進めるため、学校・職域とも連携して、精神疾患・精神障がい者への正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 家族会や当事者会等の活動を支援するとともに、保健所においてピアサポーターを養成し、当事者による相談活動の充実を図ります。
- 精神保健福祉ボランティア研修を継続し、一般住民への理解を広げるとともに、ボランティアの組織化を推進し、継続的な支援ができる体制を確保します。
- 本県における自殺死亡率は高い水準で推移しているため、県民の気づきと見守りを促す普及・啓発活動や自殺予防相談員の養成など関係機関・団体が連携して総合的な対策の推進を図ります。
- 児童思春期における心の問題及び心的外傷体験を受けた者の心のケア、ひきこもり、高次脳機能障がい、てんかん、薬物関連問題等について、心と体の相談センター、保健所、子どもの心の診療ネットワークを中心に関係機関と連携して相談対応等の各種対策を実施します。
- 精神疾患に関する研修を実施し、保健医療福祉従事者の研修参加を推進します。

③地域の保健活動への支援

- 市町村の実施する障がい者に対する保健福祉サービス等に対して、保健所を中心に専門的・広域的な立場から技術的助言・調整等の支援を行います。
- 障がい者保健福祉等に関する情報を広く収集、管理、分析するとともに、関係機関や地域住民に対して提供し、地域の障がい者保健福祉サービスの推進を図ります。
- 障がい者保健福祉サービスの推進のためにはマンパワーの確保が重要であることから、資質向上に向けた研修を実施します。

④正しい知識の普及

- 障がいの原因となる精神疾患や難治性疾患等の疾病等について、県民に対して、予防や治療とともに、これらの疾病等に対して差別を行ってはいけないこと等の正しい知識の普及を図ります。

(2) 難病対策の推進

<現状と課題>

難病患者等については、障害者総合支援法が平成25年4月に施行されることにより、障がい福祉サービスの対象となります。また、難治性疾患等に関する情報提供や専門医による医療相談・療育相談の要望が多いことから、情報提供や専門相談の充実が必要です。

<施策の基本的方向>

①相談支援・生活支援の充実

- 難病療養者及びその家族に対して、適切な療養相談や患者・家族会を開催し、病気に関する不安の軽減を図るとともに、必要な医療・介護保険等の情報提供を行います。
- 保健所及びしまね難病相談支援センターを中心とした難病相談の体制を充実し、難病対策業務従事者に対して、必要な知識・技術の習得のために研修会を実施します。
- 在宅重症難病患者の緊急時における入院確保を図るために、難病医療連絡協議会の活動を強化するとともに、難病医療専門員の専門相談・連絡調整機能を充実します。
- 在宅難病療養者の生活の質の向上にむけて、生活支援のできるボランティア等の人材育成を図ります。

②福祉サービスの提供

- 症状の変動等により身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある難病患者等に対して、居宅介護など障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスが適切に提供されるよう支援します。(再掲)

(3) 障がい者に対する適切な医療等の提供

<現状と課題>

障がいの原因となる疾病等を予防し、早期発見・治療が可能な地域医療・救急医療体制の整備が必要です。そのためには、プライマリーから三次医療機関までの医療機能の分化（医療機関間の役割分担）と連携が重要であり、保健医療計画に基づき、医療連携体制の構築に努めています。

また、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保が必要であり、保健所や市町村等関係機関による保健活動との連携が求められています。

そのためにも、保健・医療・福祉のニーズに的確に対応できるマンパワーの養成・確保対策が必要であり、確保を円滑に進めていくためには、研修の実施、就業環境の改善等が必要です。

高次脳機能障がいなどリハビリテーションにより回復が期待される障がいについて、身近な地域で適切なリハビリテーションを受けられる環境づくりを進める必要があります。

<施策の基本的方向>

①地域医療、救急医療体制の充実

- 障がいの原因となる疾患の専門医療の確保等医療体制の整備を進めるため、圏域・県境を越えた医療連携体制の構築を図り、地域医療提供体制の充実に努めます。
- 障がいの原因となる外傷、脳血管疾患等に対して迅速かつ適切な治療を行うためドクターヘリを活用するほか、在宅当番医制事業、病院群輪番制病院事業、救命救急センター事業等により、救急医療体制の充実に努めます。
- 精神障がい者の地域生活への移行及び心の健康問題への早期対応を図る観点から、精神科救急医療体制整備事業、精神科救急情報センター運営事業を中心に緊急的な医療相談、受診に対応できる体制の充実に努めます。

②適切な医療の提供

- 人権に配慮した良質な精神保健医療サービスの提供に向け、医療機関との連携を進めるとともに、精神疾患に対する正しい知識の普及を進めることなどにより精神医療へのアクセスの改善を目指します。
- 精神医療における人権の確保を図るため、精神医療審査会のより一層の機能の充実と適正な運営に努めます。
- 精神疾患、てんかん、難治性疾患等は継続的な治療が必要な場合が多く、身近な地域での適切な治療を行うため、在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保をするとともに、地域の関連機関等との連携を促進します。
- 難病患者の入院確保を図るため、拠点病院、協力病院を中心として、適切な医療提供を行うことができる体制の整備に努めます。
- 在宅人工呼吸器使用中の神経難病患者に対する訪問看護を推進する体制整備を行います。
- 周産期関係機関の連携を推進し、母体・新生児搬送体制の整備を図ります。

③医療従事者の養成・確保

- 地域の保健・医療・福祉を適切に提供するために、医師や看護師等の専門職を確保することから、県内就職の促進のための取組の充実に努めます。
- 地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に支援できる体制を整備するために、障がい者施策等の理解を深めるための研修等の充実に努めます。

④リハビリテーション体制の充実

- 高次脳機能障がいなど医学的リハビリテーションにより機能の維持、回復が期待される障がいについては、できるだけ身近な地域で医学的リハビリテーションができるように、専門医療機関との連携を図りながら、地域の実情に合わせた体制整備を図ります。

(4) 療育体制の充実

<現状と課題>

地域における療育体制の推進のために、身近な地域で療育相談や指導を受けられる体制の充実を図っています。また、在宅障がい児とその保護者の社会参加の促進を図るため、放課後や長期休暇期間における保護・育成の実施をハッピーアフタースクール事業により支援しています。

平成24年度から、児童福祉法の改正により、市町村が実施主体となった障がい児通所サービスが展開されることとなりましたが、市町村と連携して適切に対応するとともに、今まで地域の療育体制の推進にあたってきた取組や地域のニーズを勘案しながら、支援体制の一層の充実を図る必要があります。

また、乳幼児医療費助成制度による早期治療の促進を図るとともに早期療育を実施する必要があります。

<施策の基本的方向>

①各種医療対策の充実

- 市町村における乳幼児発達支援に関する保育・教育機関との連携により、要観察児のフォロー体制の充実に努めます。
- 発見された疾患については、各種公費医療負担制度の活用により、早期治療を推進します。
- 早期に適切な療育が受けられるようなシステムの充実など、各種医療対策の充実に努めます。

②地域における療育体制の充実

- 在宅の重症心身障がい児（者）の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児（者）を受け入れる通所支援事業所の充実を図るとともに、通所支援事業所がない圏域の在宅重度心身障がい児（者）に対して、身近な地域で専門的療育を受ける機会を安定的に確保するため、事業所が行う巡回又は送迎による療育活動を支援します。
- 重度の肢体不自由児や知的障がい児とその保護者を対象として実施している療育キャンプに対して支援します。
- 障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所に対し、保育士の加配を行うことなどにより、障がい児の処遇の向上を図ります。
- 障がいのある児童の権利保障や多くの不安や悩みを持つ保護者の支援のため、児童に関する専門機関である児童相談所及び「子どもと家庭電話相談室」の機能の拡充及び研修を通じた相談員の専門性の向上に取り組むとともに、地域の子育て家庭に対して相談等を行う「地域子育て支援拠点」の設置を促進します。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業などにより、障がい児者や家族が身近な地域で療育相談や指導を受けられる体制の充実を図ります。
- 拠点病院（こころの医療センター）と保健所、各圏域の医療機関を中心に、子どもの心の診療ネットワークの整備を図り、子どものうつや発達障がいなどの心の問題を有する親子が早い段階で身近な場所で診療の受診が可能となることを目指します。
- 障がい児の放課後児童クラブの登録に応じ市町村に補助金を加算するなどにより、障がい児の放課後児童対策を進めます。
- 在宅障がい児とその保護者の社会参加の促進を図るため、市町村、県教育委員会、特別支援学校等と連携を図りながら、特別支援学校等保護者会が実施する放課後等における児童保護・育成活動をハッピーアフタースクール事業により支援します。

(5) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

<現状と課題>

平成19年4月1日に学校教育法が一部改正され、全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、特別支援教育を推進することが規定され、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導だけでなく、通常の学級においても発達障がいを含む全ての障がいのある子どもたちへの支援が進められています。

近年は特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数の増加、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応等の課題が大きくなっています。

このため島根県では、特別な支援を必要とする子どもの自立と主体的な社会参加の実現に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うための具体的な方策として、本県における特別支援教育の推進に関する基本計画である「しまね特別支援教育推進プラン」を平成24年2月に策定しました。

今後、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向も踏まえながら、同プランに基づいた施策の着実な実施を図り、本県の特別支援教育が、特別な支援を必要とする子どもたちにとって有用なものとなるよう努めていくことが重要です。

＜施策の基本的方向＞

①指導充実のための教育環境の整備

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、特別な支援の必要な児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が推進されるよう、教育内容・指導体制の充実に努めます。
- 障がいのある子どもにとって学校施設が利用しやすく、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、県立学校の施設設備のさらなる整備を図るとともに、市町村に対しても同様の考え方を示し、協力しながら県全体の教育環境の向上に努めます。

②早期からの一貫した相談支援体制の整備

- 教育・医療・福祉・保健・労働等が連携した乳幼児期からの一貫した相談支援体制を整備し、ライフステージに応じた支援が推進されるよう努めます。
- 特別支援学校のセンター的機能の推進など、発達障がいを含む全ての障がいに対応する教育相談の充実に図ります。
- 各学校で指名されている特別支援教育コーディネーターが、保健・医療・福祉・労働等の関係機関や市町村及び保護者と連携して障がいのある児童生徒等を支援できるよう、校内体制の充実に努めます。
- 市町村の行う就学相談、就学指導が適正に行われるよう支援します。

③地域における多様な連携の推進

- 地域との連携により、地域の実状を生かした特色ある教育の推進を図ります。
- 地域及び学校間の連携による積極的な交流及び共同学習を推進します。
- 関係機関との連携を図り、特別支援学校の児童生徒の重度・重複化、多様化への対応に努めます。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実により、小・中・高等学校等においても、一人ひとりのニーズに応じた教育を進めます。
- 学校、地域、家庭が連携した生涯学習を推進します。

④指導力の向上と研究の推進

- 島根県教職員研修計画に基づき、教職員研修の充実に努めるとともに、人権意識を高めるための研修や障がいのある子どもに対する理解を深めるための研修を充実し、教職員の資質・指導力の向上を図ります。
- 派遣研修や免許法認定講習を継続して実施するなど、教員の資質、指導力、専門性の向上に努めます。

⑤社会的及び職業的自立の促進

- 特別支援学校の職業教育の充実に図るとともに、キャリア教育(※)を推進し、社会的、職業的自立を促進します。
※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
- 労働関係機関や関係部局と連携し、卒業生の進路開拓をさらに進めるとともに、アフターケアを継続して行い、職場定着を図ります。
- 中学校特別支援学級においてもキャリア教育を推進します。

5 生活環境

(1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進

＜現状と課題＞

障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会が普通の社会であるとするノーマライゼーション理念の普及により、誰もが安全かつ快適に暮らせるひとにやさしいまちづくりの推進が求められています。

高齢者や障がい者等が生活しやすいまちはすべてのひとが生活しやすいまちであるのとの認識のもとに、平成10年に「ひとにやさしいまちづくり条例」が制定されました。

また、従来の「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー新法」が成立し、総合的・一体的なバリアフリー化の推進が展開され、心のバリアフリーが国や地方公共団体、国民の責務となりました。

これらのことから、「ひとにやさしいまちづくり条例」の県民、事業者への普及・啓発を積極的に図り、行政、住民、事業者、各種団体の連携のもと、物理的なバリアフリーと心のバリアフリーに一体となって取り組むことが必要です。

＜施策の基本的方向＞

ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備

- 障がい者等の生活環境の変化に伴う多様なニーズに対応できるよう、障がい者の意見やユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。
- 事業者や県民に、「ひとにやさしいまちづくり条例」についての普及・啓発を図り、行政のみならず、事業者や県民一体となった「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。
- 身体障がい者等用駐車場を必要とする障がい者や高齢者、妊産婦等に利用証を交付する「身体障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：思いやり駐車場制度）」を実施し、身体障がい者等専用駐車場の適切な確保を促進します。
- 障がい者が安心して快適に観光できるよう、障がい者に配慮した接客方法やホスピタリティ向上のための研修を実施し、観光関係事業者の障がい者理解の促進を図ります。
- ホームページ等により、障がい者等が利用しやすい施設・設備などの情報提供を行います。

(2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進

＜現状と課題＞

県庁舎をはじめとする県立施設は、「ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、障がい者や高齢者だけでなく誰もが利用しやすい施設整備を推進していますが、まだまだ様々なバリアが存在していることから、今後も計画的にバリアフリーに取り組む必要があります。

民間の公共的建築物等についても、徐々にバリアフリー化が図られてきていますが、多くの施設において様々なバリアが存在していることから、障がい者や高齢者等が快適で安心して生活できるよう、また、観光等で安心して訪れることができるようバリアフリー化を推進することが求められています。

また、住宅の整備については、援護を要する障がい者や高齢者が自立して社会生活を送るために、生活の基盤となる住宅が確保されるとともに、快適な住環境の整備が必要です。

＜施策の基本的方向＞

① 県立施設の整備

- 庁舎等の建設にあたっては、障がい者等の意見を反映し、障がい者等が利用しやすい施設となるよう整備を図ります。
- 既存の庁舎等の改修については、障がい者等の意見を反映し、点検等を行い、障がい者等が利用しやすい施設となるようスロープ、誘導ブロック、手すり、点字表示、多目的トイレ、エレベーターの設置など全庁的にバリアフリー化を推進します。
- 障がい者等が利用しやすい公園となるよう多目的トイレの設置など園内のバリアフリー化を推進します。
- 障がい者や高齢者の方でも水辺に安心して訪れることができ、「癒しの場」として親しまれるよう、地域の自然的特性や社会的特性、利用者のニーズに配慮した河川、海岸の整備を行い、適所に階段やスロープ、緩勾配の堤防等の設置を推進します。
- 自然公園施設の整備にあたっては、可能な限り多目的トイレの設置、歩道の勾配緩和、転落防止柵等安全施設の設置等を行い、積極的にバリアフリー対応の施設整備を実施します。

② 民間施設の整備

- 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化が推進されるよう、整備基準に適合する施設への適合証の交付や建築主や設計者等への指導を行います。
- 設計上の配慮事項等を記載した整備マニュアルを必要に応じて見直し、障がい者に配慮した施設整備が進むよう啓発に努めます。

③ 住宅の整備

- 身体障がい者や高齢者が安全で快適に生活できるように、公営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、関係機関の協力・連携により、身体障がい者や高齢者向けの住戸の整備に努めます。
- 住宅のバリアフリー化を促進するため、「長寿社会の住まいづくり～住宅設計指針」の普及を図るとともに、建築技術者等が県民の相談に応じる住まいづくり相談員制度の周知・活用を図ります。
- 身体障がい者や高齢者が同居する住宅の改修への助成制度の周知を図ります。

(3) 公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進

<現状と課題>

交通事故の増加等に伴い安全でより快適な道路空間の整備が望まれており、なかでも交通安全施設等の整備としての歩道等の整備が急務となっています。

特に、交通弱者である障がい者や高齢者にとって利用しやすい、歩道段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備を一層充実していくことが必要です。

また、障がい者の自由で安全な移動を確保するためには、障がい者等に配慮した交通信号機の整備等により、障がい者や高齢者が安心して通行できる安全な歩行空間の整備を推進していく必要があります。

公共交通機関の整備においては、障がい者が利用しやすい交通手段の確保が求められています。県内の交通車両、ターミナルなどの整備については充分とは言えない現状です。「バリアフリー新法」にもとづき、公共事業者が旅客施設を新設・大改良する際や車両を新たに導入する際にはバリアフリー化基準へ適合させるとともに、既存の旅客施設や車両等についても、基準に適合するよう改善の働きかけなどを行い、障がい者にやさしい交通体系の構築を図る必要があります。

障がい者の運転免許の取得については、指定自動車教習所において、障がい者の障がいの程度に対応した車両により教習を行うなど教習等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

<施策の基本的方向>

①道路環境の整備

- 障がい者に安全で快適な歩行環境を確保するため、歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めます。
- 歩行者等の通行を阻害している電柱等を除去し、歩道等の空間を有効に活用するため「電線共同溝」の整備などによる電線類の地中化を推進します。

②交通施設の整備

- 音響式信号機、弱者感応式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者にやさしい交通環境の整備を図ります。
- 障がい者等が安全に運転できるよう見やすくわかりやすい道路標識や道路標示などを整備します。
- 視覚障がい者用誘導ブロックの上への自転車放置の防止等、障がい者が安全で快適に歩ける空間の確保に努めます。

③公共交通機関の充実

- 「バリアフリー新法」や「ひとにやさしいまちづくり条例」に定めた整備基準を達成するよう公共交通施設のバリアフリー化の取組を積極的に促進します。
- 障がい者が、安全、快適に待機できるバス停留所や駅のプラットホーム等の改善を促進します。
- 障がい者が乗車しやすい低床バス、ノンステップバスやリフト付きバスなどの車椅子対応車両、音声・文字案内機器等の導入を促進します。
- 交通事業者に対して、障がい者が自由に移動できるよう主要駅やターミナル等の段差解消、スロープ、エレベーター、車椅子利用者用トイレなど障がい者に配慮した施設整備について、より一層の理解を求めながら、促進を図ります。

④移動支援の充実

- 指定自動車教習所に対し、障がい者への円滑な教習等が行われるよう指導を行います。
- 障がい者が教習所の施設を自由に利用できるよう施設のバリアフリー化を促進します。
- 身体障がい者用特殊車両の整備を促進します。
- 障がい者が保有している特殊車両による教習が行えるよう指導します。

(4) 防災・防犯対策の推進

<現状と課題>

障がい者が安心して地域での生活を送るためには、関係機関が連携して適切な防災対策を図る必要があります。東日本大震災、阪神・淡路大震災や鳥取西部地震等での教訓等を基に、災害時の障がい者への支援体制や連絡体制の整備、避難場所や避難経路等の整備を行うとともに、日常的な啓発や防災組織の育成等を図る必要があります。

また、障がい者等を犯罪者や事故などから守るために、障がい者等への地域安全情報の提供や障がい者から各種相談の受付などが日常的に実施できるシステムを構築する必要があります。

<施策の基本的方向>

①防災対策の充実

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成25年2月に改訂した県地域防災計画により、県、市町村等それぞれの役割に応じて、障がい者など災害時要援護者に関する情報の把握、災害時要援護者に配慮した設備等を備えた福祉避難所の確保などを推進します。
- 県・市町村・防災関係機関連携による防災訓練、自主防災組織の設立・育成・充実などを推進し、風水害・震災等の災害時の障がい者への支援体制の充実強化に努めます。
- 障がい者や高齢者の入所する施設に対して、火災発生の未然防止、発生時の早期通報、夜間管理体制の充実、避難対策や初期消火装置・器具の設置・保守など防火安全対策を強化するよう消防機関からの指導の徹底を図ります。

②防犯対策の充実

- 警察における相談受理体制を整備するほか、警察官と地域安全推進員等のボランティアが連携し、犯罪や事故の被害を受けやすい障がい者やその家族の要望に基づき訪問活動を行い、地域安全情報の提供などの地域活動を推進します。